

仕 様 書

1. 委託業務名

令和3年度生活文化振興等推進事業企画・運営業務

2. 事業の趣旨

生活文化及び国民娯楽（以下「生活文化等」という。）は、我が国の歴史と伝統に基盤を置く重要な分野であるが、近年、経済・社会的情勢の変化による従事人口の減少等が生じているところである。

本事業は、10代～40代を中心に従来あまり生活文化等に接する機会がなかった層に対し、生活文化等の本質的な魅力に触れ、生活文化等を自らの暮らしに取り入れやすくなるような新たな切り口や手法による取組を実施し、機会を提供することで、より多くの人が継続的に生活文化等に親しむことができる環境づくりにつなげることを目的とする。

具体的には、生活文化等を取り巻く現状の課題に対して有効な施策となり得る体験事業を実施し、その効果を検証する。

※文化芸術基本法（抜粋）

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るために、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

※平成29年度生活文化等実態把握調査事業報告書の年代別集計結果（16頁）では、生活文化等の経験について、「経験したことがあるものはない」と回答した年代は10代が最も多く、以下、20代、30代、40代の順となる。

3. 委託業務の概要

本委託業務は、参加者が生活文化等の広範性や重層性などの特徴や歴史についてより深く知るとともに、生活文化等を取り巻く様々な課題を解決するための実験的な施策を実施することによって、その効果の検証をもって、生活文化等の従事者が生活文化等の振興に資する知見を得られるようにする。

4. 委託業務の範囲

受託者は、本委託業務に係る下記の業務を行うものとする。

- (1) 本事業の実施に係る業務
- (2) 本事業の周知等に係る業務
- (3) 本事業の成果報告、その他、必要とされる業務

5. 業務内容の詳細

以下、(1)～(3)の業務を実施すること。なお、実施に当たってはその企画段階から生活文化等の従事者が関わっていくことが望ましい。

(1) 本事業の実施に係る業務

① 本事業の実施に係る企画立案

令和3年度中（令和4年3月31日まで）に実施可能で、以下の内容を踏まえた取組を企画すること。

- ア 生活文化等を構成する要素（道具、作法や所作、衣服、建築等）を切り口として生活文化等の間口を広げ、暮らしの中に取り入れやすくする取組であること。
ただし食文化は除く。
- イ 生活文化等を取り巻く現状の課題に対し有効な施策となり得る体験事業を行うこと。また、その効果検証を行うこと。
- ウ 生活文化等の背景や課題等を踏まえた、実験的な取組であること。
- エ 企画内容や実施方法に独自の工夫がある等、より効果が期待できるような創意工夫があること。
- オ 10代～40代を中心としたこれまで生活文化等には触れてこなかった層が生活文化等への関心を持ち、理解を深めるきっかけとなる取組であること。
- カ 参加者が、生活文化等の魅力に出会い、事業後にも継続的に関心を持つきっかけとなる効果が期待される取組であること。
- キ 開催地、開催期間も含めて提案すること。なお、会場数や期間の制限は設けないため、企画内容に応じて設定すること。
- ク 企画に際して、対象者を限定することも可能とするが、その場合はコンセプトを明確にすること。
- ケ 参加者の裾野を広げるため事業は原則無料とするが、そのオプションとして、より質の高い体験を求める参加者に対し有料事業を計画し、受託者が参加者から収入を得ることは可能とする。ただし、収入の見込みを企画提案書の「様式3（II）委託業務経費」に計上し、実際に得た収入は本事業の収入として計上すること。
- コ 物産展のみの取組、販売促進や宣伝などを目的とした取組は認めない。
- サ 物販に関する取組についての提案も可能とするが、当該取組にかかる経費の計上は不可とする。

- シ 実施に際しては衛生面等必要な手続を行い、来場者やスタッフ等の安全管理を確保できる体制とすること。
- ス 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じること。また、感染拡大に応じて柔軟な対応が可能な事業とすること。感染拡大防止の観点からも、参加者の人数ではなく、それぞれの参加者が事業意図を深く理解することについて、効果を高める工夫をすること。
- セ その他、以下の内容の実現につながる取組が望ましい。
 - ・生活文化等の従事者が恒常的に活躍できる新たな機会の創出が見込まれる取組
 - ・令和4年度以降も、本事業で培ったノウハウを用い、自己資本により事業継続を目指す取組

② 本事業の運営

- ①の実施に必要な本委託業務の運営に係る体制を整備すること。（スケジュール・経費の管理及び事業の実施記録作成、報告等の業務を含む。）
イベント等を行う場合、当日の運営（事前の会場設営及び事後の撤去等を含む。）については、事前に連絡体制、対応に係る必要な準備を行うこと。来場者対応等必要な人員を配置すること。
本事業の概観、会場風景等について写真や動画などで記録すること。なお、文化庁から提供依頼を受けた際は、協力すること。
また本事業に対する問合せ窓口を設けること。

③ 効果検証

- ①の実施に当たり事前に設定した生活文化等を取り巻く課題に対して、本事業の取組が効果的であったかを、参加者へのアンケート調査、実演や講演等で事業に参加了生活文化等の従事者へのヒアリング調査等により、検証すること。（オンライン上で実施した場合も同様とする。）
取りまとめた結果は、委託業務成果報告書にて文化庁に報告すること。なお、上記以外の方法によって、独自の工夫等により効果検証を行うことが可能な場合は、併せて実施すること。

（2）本事業の周知等に係る業務

本事業を広く周知するための広報・宣伝活動を実施すること。なお、作成した広報物、掲載記事は隨時、文化庁に提出すること。

（3）本事業の成果報告、その他、必要とされる業務

事業完了後は、本事業の企画内容や実施状況等の記録及び効果検証で得られたデータをまとめ、委託業務成果報告書として、紙媒体及び電子データで文化庁へ提出すること。

また、報告書の提出後に受託者の責任による誤りが判明した場合には、受託者が修正するものとする。

提出先や部数等については、下記のとおりとする。

○提出部数 10部

○提出先

〒605-8505

京都市東山区東大路通松原上る三丁目毘沙門町43-3

文化庁 地域文化創生本部 暮らしの文化・アートグループ

6. 業務期間

委託契約締結日から業務が完了した日又は令和4年3月31日のいずれか早い日までとする。

7. 委託業務遂行上の留意点

- (1) 委託契約締結後でなければ事業に着手することができないため、事業開始日には十分に留意すること。
- (2) 業務の遂行に当たっては、文化庁と綿密な打合せを行い、打合せの都度、記録を作成するとともに、文化庁からの要請に応じ、適宜進捗状況の報告を行うこと。
- (3) 本委託業務の実施に当たり入手した個人情報については、善良な管理者の注意をもって取り扱うこと。
- (4) 文化庁からの委託費の支払に当たっては、証憑書類の提出を求めるところから、厳格な経理処理を行える体制を構築すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、文化庁と十分な協議の上、決定するものとする。

※参考資料

『生活文化等実態把握調査事業報告書（平成29年度）』

http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/seikatsubunkato_jittai/index.html

『生活文化調査研究事業報告書（平成30年度）』・『生活文化調査研究事業報告書（令和元年度）』・『生活文化調査研究事業報告書（書道）（令和2年度）』『生活文化調査研究事業報告書（茶道）（令和2年度）』『生活文化調査研究事業報告書（華道）（令和2年度）』

http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/seikatsubunka_chosa/index.html